地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

## 岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

## 岩手県人事委員会規則第11号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(昭和43年岩手県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

## 改正前 改正後 (支給地域) (支給地域) 第2条 給与条例第28条の2第1項及び給与等条例第23条の2 第2条 給与条例第28条の2第1項及び給与等条例第23条の2 第1項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の 第1項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の 特別区、豊田市、大阪市、府中市、国立市、名古屋市、多賀 特別区、大阪市、名古屋市及び福岡市に属する地域とする。 城市、福岡市、仙台市、札幌市、岡山市及び東広島市に属す る地域とする。 (支給区分) (支給区分)

- の2第2項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 「略]
  - (2) 2級地 豊田市及び大阪市に属する地域
  - (3) 3級地 府中市、国立市及び名古屋市に属する地域
  - (4) 5級地 多賀城市及び福岡市に属する地域
  - (5) 6級地 仙台市に属する地域
  - (6) 7級地 札幌市、岡山市及び東広島市に属する地域

第3条 給与条例第28条の2第2項各号及び給与等条例第23条 第3条 給与条例第28条の2第2項各号及び給与等条例第23条 の2第2項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲

げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「略]
- (2) 2級地 大阪市に属する地域
- (3) 3級地 名古屋市に属する地域
- (4) 5級地 福岡市に属する地域

## (支給地域及び支給区分の特例)

- 第3条の2 第2条に定める支給地域以外の地域に職員が在勤 する場合において、当該職員に係る地域手当の支給地域及び 級地については、前2条の規定にかかわらず、一般職の国家 公務員の地域手当の支給地域及び級地の例による。
- 2 第2条に定める支給地域及び前項の規定によりその例によ ることとされる一般職の国家公務員の地域手当の支給地域以 外の地域に職員が在勤する場合において、当該地域を地域手 当が支給される地域と同様に取り扱うことが適当であると人 事委員会が認めるときは、当該地域ごとに人事委員会が級地 を定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。